本号で公布された法令のあらまし

◇博物館法の一部を改正する法律（法律第二四号）
（文部科学省）

1　博物館法の目的に、文化芸術基本法（平成一三年法律第一四八号）の精神に基づくことを追加することとした。（第一条関係）

2　博物館の設置者を、国及び独立行政法人以外の法人とすることとした。（第二条第一項～第三項及び第一三条第一項第一号関係）

3　博物館が行う事業に、博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること並びに学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うことを追加することとした。（第三条第一項第三号及び第一一号関係）

4　他の博物館等との協力等

㈠　博物館は、他の博物館等との間において、資料の相互貸借等を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとすることとした。（第三条第二項関係）

㈡　博物館は、地方公共団体等の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとすることとした。（第三条第三項関係）

5　学芸員補となる資格要件を、短期大学士等の学位を有する者で博物館に関する所定の科目の単位を修得したもの等であることとすることとした。（第六条関係）

6　登録の審査

㈠　登録の申請に係る博物館の設置者が次のいずれかに該当することとすることとした。（第一三条第一項第一号関係）

(1)　地方公共団体又は地方独立行政法人

(2)　博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること及び博物館の運営を担当する役員が必要な知識又は経験を有すること等の要件に該当する法人

㈡　登録の申請に係る博物館について、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制、学芸員その他の職員の配置並びに施設及び設備が、都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであることとするとともに、一年を通じて一五〇日以上開館することとすることとした。（第一三条第一項第三号～第六号関係）

㈢　都道府県の教育委員会が㈡に掲げる都道府県の教育委員会の定める基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとすることとした。（第一三条第二項関係）

㈣　都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととすることとした。（第一三条第三項関係）

7　登録された博物館に係る手続

㈠　博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならないこととすることとした。（第一六条関係）

㈡　都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができることとすることとした。（第一七条関係）

㈢　都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が登録の基準に該当しなくなったと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとするとともに、勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該博物館の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとすることとした。（第一八条第一項及び第二項関係）

8　博物館に相当する施設

㈠　博物館の事業に類する事業を行う施設であって博物館に相当する施設として指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）は、その事業を行うに当たっては、博物館及び他の指定施設等と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとすることとした。（第三一条第五項関係）

㈡　国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し等の必要な協力を行うよう努めるものとすることとした。（第三一条第六項関係）

9　この法律は、一部を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

◇貿易保険法の一部を改正する法律（法律第二五号）（経済産業省）

1　用語の定義

㈠　「貿易代金貸付」に、国際機関及び外国政府等が行う債権等の取得等並びに本邦法人等が行う国際機関に対する貸付金に係る債権等の取得等を追加することとした。（第二条第一三項関係）

㈡　「前払輸入契約」を「前払購入契約」とし、本邦法人等が一の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物（本邦又は他の外国の地域に引き渡されるものに限る。）を購入する契約のうち、その貨物の代金等を当該貨物の船積期日前に支払うことを条件とする契約とすることとした。（第二条第一五項関係）

㈢　「前払輸入者」を「前払購入者」とし、前払購入契約の当事者であって、貨物を購入するものとすることとした。（第二条第一六項関係）

㈣　「海外事業資金貸付」に、国際機関及び外国政府等が行う債権等の取得等並びに本邦法人等が行う国際機関に対する貸付金に係る債権等の取得等を追加することとした。（第二条第一八項関係）

㈤　この法律において「信用状確認契約」とは、信用状確認者が、輸出契約等に係る信用状発行者に対して、当該輸出契約等に基づく貨物の代金等に相当する金額を輸出者等に支払うことを約する契約とすることとした。（第二条第一九項関係）

2　業務の範囲等に係る規定の見直し

株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）の業務に、経済産業大臣の認可を受けて、貿易保険により塡補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う外国法人に対する出資を行うことができることを追加することとした。（第一二条第四項関係）

3　普通貿易保険の拡充

㈠　普通貿易保険が塡補する損失として、輸出者等が輸出契約等の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（当該輸出契約等に対する債務に係るものを含み、輸出者等の責めに帰することができないものに限る。）等により受ける損失を追加することとした。（第四四条第二項第一号関係）

㈡　普通貿易保険が塡補する損失として、輸出者等が仕向国において実施される輸入の制限又は禁止等により、運賃その他の政令で定める費用を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失を追加することとした。（第四四条第二項第四号関係）

4　出資外国法人等貿易保険の拡充

㈠　出資外国法人等貿易保険が塡補する損失として、出資外国法人等が出資外国法人等販売契約等の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（当該出資外国法人等販売契約等に基づく債務以外の出資外国法人等に対する債務に係るものを含み、出資外国法人等の責めに帰することができないものに限る。）等により受ける損失を追加することとした。（第四八条第二項第一号関係）

㈡　出資外国法人等貿易保険が塡補する損失として、出資外国法人等が仕向国において実施される輸入等の制限又は禁止等により、運賃その他の政令で定める費用を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失を追加することとした。（第四八条第二項第二号関係）

5　貿易代金貸付保険の拡充

貿易代金貸付保険が塡補する損失として、貿易代金貸付を行った者が貿易代金貸付の相手方等についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由により貿易代金貸付金債権等の貸付金等を回収することができないことにより受ける損失を追加することとした。（第五一条第二項第四号関係）